

令和5年度 運営指導における主な指導事例（訪問介護に関する事項）

1 人員基準

(1) サービス提供責任者について

要確認！！

【事例】

サービス提供責任者の配置が適切でない。

- ア サービス提供責任者は、常勤の訪問介護員のうち、利用者の数が40又はその端数を増すごとに1人以上配置する必要があります。

2 運営基準

(1) 指定訪問介護の基本的取扱方針について

【事例】

提供したサービスについて、評価を行っていない。

- ア 目標達成度の度合いや利用者及びその家族の満足度等について評価を行うとともに、訪問介護計画の修正を行うなど、その改善を図らなければいけません。

2 介護報酬

(1) 1回の訪問介護において身体介護及び生活援助が混在する場合の取扱いについて

【事例】

身体介護及び生活援助が混在する訪問介護を行う利用者に対し、一方の区分に包括した訪問介護計画を作成していた。

- ア 1回の訪問において身体介護及び生活援助が混在する訪問介護を行う必要がある場合は、居宅サービス計画や訪問介護計画の作成に当たって、適切なアセスメントにより、あらかじめ具体的なサービス内容を「身体介護」と「生活援助」に区分してそれに要する標準的な時間に基づき、「身体介護」と「生活援助」を組み合わせることで算定することとされています。

(2) 特定事業所加算について

【事例】

職員の割合を管理するにあたり、適切な計算方法となっていない。

- ア 結果的に要件を満たしていたが、適切に管理していなかったケースが多いため、ご注意ください。（誤りやすいポイントは下記のとおりです。）
- ✓ 職員の割合は、前年度（4月から2月）又は届出日の属する月の前3月の1月当たり実績の平均について、常勤換算方法により算出した数を用い

て算出しているか

【事例】

従業者ごとの具体的な研修の目標，内容等を定めた計画を策定していない。

ア 従業者ごとに，個別具体的な研修の目標，内容，研修期間，実施時間等を定めた計画を策定してください。

イ 個別研修計画は，年度当初に作成するのが望ましい。

(3) 初回加算について

【事例】

サービス提供責任者が初月の訪問介護に同行しているとのことだが，その記録が確認できない。

ア 「記録すること」が要件とされており，記録が確認できない場合は，過誤調整に該当するため，ご注意ください。